

令和6年度

第6回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉県農業委員会総会議事録

令和6年9月12日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和6年度第6回千葉県農業委員会総会を千葉県役所高層棟2階XL会議室201・202に招集した。

| | | |
|-------|----------------------------|-----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 3件 |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 14件 |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用） | 2件 |
| 議案第4号 | 千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について | 10件 |
| 議案第5号 | 千葉県農業委員会事務局処務規定の一部改正について | |
| 報告第1号 | 農地法第3条の3の規定による届出について | 11件 |
| 報告第2号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について | 13件 |
| 報告第3号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について | 35件 |
| 報告第4号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について | 1件 |
| 報告第5号 | 地目変更登記に係る照会に対する回答について | 31件 |
| 報告第6号 | 千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条） | 2件 |

<出席委員> (17名)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 秋庭重樹 | 2番 | 石井一也 |
| 3番 | 小川友安 | 4番 | 長谷部衡平 |
| 5番 | 芳澤和哉 | 6番 | 小島英男 |
| 7番 | 横山清亮 | 8番 | 橋本泉 |
| 9番 | 佐々木貴史 | 10番 | 秋葉重雄 |
| 11番 | 大塚秀行 | 12番 | 脇田章子 |
| 13番 | 清宮恵理子 | 14番 | 小林直樹 |
| 15番 | 市原律子 | 16番 | 高橋芳和 |
| 17番 | 齊藤憲次 | | |

<欠席委員> (0名)

<事務局説明員>

| | | | |
|--------|------|--------|-------|
| 事務局長 | 渡部義憲 | 次長 | 森田悟 |
| 次長補佐 | 有富裕和 | 農地活用班長 | 佐々木聡子 |
| 農地保全班長 | 原田賢一 | 農地審査班長 | 高山智裕 |
| 農地指導班長 | 森末豪 | | |

| | |
|---------------------------|---|
| <p>議長 (長谷部会長)</p> | <p style="text-align: center;">開 会 (午前10時00分)</p> <p>ただいまより、令和6年度第6回千葉市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。</p> <p>本日の出席委員は、17人中<u>17人</u>で総会は成立しております。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。</p> <p>議席番号 14番 小林 直樹 委員 議席番号 15番 市原 律子 委員</p> <p>のご両名をお願いいたします。</p> <p>続きますして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたしますが、第1項については、農業委員会等に関する法律第31条により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができない旨規定されていることから、関係委員にご退室いただいた上で、審議、採決します。</p> <p>それでは、第1項の関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。</p> |
| <p>議長</p> | <p style="text-align: center;">————— 芳澤委員退室 —————</p> |
| <p>議長 (長谷部会長)</p> | <p>それでは初めに、第1項について、事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p> |
| <p>事前審査第2班 (石井班長)</p> | <p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。</p> |

| | |
|---------------------------|---|
| <p>事前審査第2班 (石井班長)</p> | <p>第1項です。 お手元の資料1ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります若葉区貝塚2丁目に本店の所在する農地所有適格法人が、義務者であります八千代市村上に在住の方が所有する若葉区中田町ほかの農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、トウモロコシを予定しております。 事前審査第2班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。</p> |
| <p>議長 (長谷部会長)</p> | <p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p> <p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第1号第1項について許可とすることに賛成の方は、挙手願います。</p> |
| <p>議場</p> | <p>———— 挙手 ————</p> |
| <p>議長 (長谷部会長)</p> | <p>賛成全員でございますので、議案第1号第1項は、許可と決定いたします。</p> <p>それでは、関係委員にご入室いただきます。</p> |
| <p>議場</p> | <p>———— 芳澤委員入室 ————</p> |
| <p>議長 (長谷部会長)</p> | <p>それでは次に、第2項から第3項について、事前審査第2班班長、説明をお願いします。</p> |

| | |
|---------------------------|---|
| <p>事前審査第2班 (石井班長)</p> | <p>ご説明いたします。 第2項です。 お手元の資料2ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります八街市八街へ笹引に本店の所在する農地所有適格法人が、義務者であります、稲毛区小仲台5丁目に在住の方が所有する若葉区小間子町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、サツマイモを予定しております。 議案書の2ページをご覧ください。 次に第3項です。 お手元の資料3ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります若葉区中野町に在住の方が、義務者であります、同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、ニンジンに予定しております。 事前審査第2班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。</p> |
| <p>議長 (長谷部会長)</p> | <p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。 質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第1号第2項から第3項について許可することに賛成の方は、挙手願います。</p> |
| <p>議場</p> | <p>———— 挙手 ————</p> |

| | |
|---------------------------|---|
| <p>議長 (長谷部会長)</p> | <p>賛成全員でございますので、議案第1号第2項から第3項について許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p> |
| <p>事前審査第2班 (石井班長)</p> | <p>ご説明いたします。</p> <p>議案第2号第1項から第12項につきましては、現地調査を実施いたしました。</p> <p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>はじめに第1項です。</p> <p>本案件は、第6項までと一体案件ですので、一括してご説明いたします。</p> <p>お手元の資料4ページから9ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書、領収書を添付しております。</p> <p>本案件は、特定建築条件付売買予定地用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、京成幕張駅から北に約800メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、駅から1キロ以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出等を防止します。</p> <p>排水については、汚水は汚水管に接続し、雨水は浸透施設にて処理後、側溝へ接続します。</p> <p>他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。</p> <p>議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>次に第7項です。</p> <p>お手元の資料10ページから14ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、融資証明書、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、倉庫・事務所用地とするため、賃借権の設定をするものです。</p> |

| | |
|--------------------------------|--|
| <p>事前審査第2班 (石井班長)</p> | <p>申請土地は、千葉北インターチェンジから東に約500メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、ガス管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に病院が2つあることから、第3種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策については、ブロック・フェンスを設置し、周囲への影響を防止します。</p> <p>排水については、汚水は汚水管に接続し、雨水は浸透施設にて処理後、側溝へ接続します。</p> <p>他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。</p> <p>次に第8項です。</p> <p>お手元の資料15ページから18ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、申請地を資材・車両置場用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉市立山王中学校から西に約700メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、緩衝帯を設置し、砕石の流出等を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>議案書の8ページをご覧ください。</p> <p>次に第9項です。</p> <p>お手元の資料19ページから22ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、特定建築条件付売買予定地用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉都市モノレール千城台駅から南に約800メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、ガス管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に病院と幼稚園があることから、第3種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出等を防止しま</p> |
|--------------------------------|--|

事前審査第2班
(石井班長)

す。
排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて処理後、側溝へ接続します。
他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。
次に第10項です。
お手元の資料23ページから26ページをご参照ください。
資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。
本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権の移転をするものです。
申請土地は、千葉都市モノレール千城台駅から東に約800メートルに位置する農地です。
農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。
被害防除については、フェンスを設置し、周囲への影響等を防止します。
排水については、雨水を自然浸透で処理します。
議案書の9ページをご覧ください。
次に第11項です。
お手元の資料27ページから30ページをご参照ください。
資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。
本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権の移転をするものです。
申請土地は、千葉東金道路中野インターチェンジから南に約200メートルに位置する農地です。
農地区分は、300メートル以内にインターチェンジがあることから、第3種農地と判断しました。
被害防除については、フェンスを設置し、周囲への影響等を防止します。
排水については、雨水を自然浸透で処理します。
次に第12項です。
お手元の資料31ページから34ページをご参照ください。

| | |
|---------------------------|---|
| <p>事前審査第2班 (石井班長)</p> | <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉東金道路中野インターチェンジから南西に約1.4キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の入ってない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、フェンスを設置し、周囲への影響等を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>議案書の10ページをご覧ください。</p> <p>次に第13項です。</p> <p>お手元の資料35ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、天然ガス井及び管理用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、貝塚インターチェンジから西に約500メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、フェンスを設置し、周囲への影響等を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>次に第14項です。</p> <p>お手元の資料36ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉都市モノレール千城台駅から東に約1.6キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、フェンスを設置し、周囲への影響等を防止します。</p> |
|---------------------------|---|

| | |
|---------------------------|---|
| <p>事前審査第2班 (石井班長)</p> | <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>事前審査第2班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| <p>議長 (長谷部会長)</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p> |
| <p>橋本委員</p> | <p>7項に賃借権設定ということで2000円/㎡と記載されていますが、これは地域調和要件の中で地域の数字よりも極端に高い賃料で農地を借りると地域の一般的な借り賃を引き上げる恐れがあるという規定に引っかからないのでしょうか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>許可要件として、地域調和要件が設定されているのが農地法第3条になりまして、転用については地域調和要件については要件ではないということと、転用ですので農地の賃料というよりは転用後の宅地の賃料という形になります。</p> |
| <p>清宮委員</p> | <p>同じく7項に関しまして、所要金額に対して残高証明書の額が足りないのですが、大丈夫なのでしょうか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>資料の13ページに銀行からの融資見込証明が出ているので、こちらの費用については融資と残高の両方を使って事業にあたるということです。</p> |
| <p>清宮委員</p> | <p>これはもうこの金額を融資できるということなのですか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>融資見込証明依頼書に記載の額が融資できる見込みであるということで証明が出ています。</p> |

| | |
|---------------------------|--|
| <p>議長 (長谷部会長)</p> | <p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第2号について許可とすることに賛成の方は、挙手願います。</p> |
| <p>議場</p> | <p>———— 挙手 ————</p> |
| <p>議長 (長谷部会長)</p> | <p>賛成全員でございますので、議案第2号は、許可と決定いたします。 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。 事前審査第2班班長、ご説明願います。</p> |
| <p>事前審査第2班 (石井班長)</p> | <p>第1項です。 議案書の11ページをご覧ください。 資料は35ページ、37ページ、38ページの位置図、公図、土地利用計画図をご覧ください。 本件は、千葉県茂原市に本店の所在を置く法人が、若葉区東寺山町に在住の個人が所有する、同区同町の畑において、既存ガス井の老朽化に伴う、代替井の建設にあたっての作業用地として利用するため、一時転用許可を取得するものです。 農地に土木シートや土嚢を敷き、その上に鉄板を設置しますが、造成等はいりません。 排水については、雨水は自然浸透、汚水は発生しません。 一時転用期間は、許可日から令和9年1月31日です。 次に第2項です。 資料は39ページから41ページの位置図・公図・土地利用計画図を併せてご覧ください。 本件は、千葉市富田都市農業交流センターの指定管理者である富田町管理運営組合が、コスモスの開花時期やラッカセイ、サツマイモの収穫体験で来園者が増加するため、近隣の畑1筆の一部、2,912平方メートルを、一時的に「利用者駐車場」として使用したいというものです。 使用にあたり、造成はありません。排水については、雨水は自然浸透で汚水は発生しません。</p> |

| | |
|-----------------------------|---|
| <p>事前審査第2班 (石井班長)</p> | <p>一時転用期間は、令和6年9月25日から令和6年10月25日までとなります。</p> <p>事前審査第2班といたしましては、特に問題ないものと判断し、議案第3号を、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| <p>議 長 (長谷部会長)</p> | <p>ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p> |
| <p>議 場</p> | <p>———— 挙手 ————</p> |
| <p>議長 (長谷部会長)</p> | <p>賛成全員でございますので、議案第3号は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「千葉県農用地利用集積計画(案)の決定について」を上程いたしますが、第4項から第6項については、農業委員会等に関する法律第31条により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができない旨規定されていることから、関係委員にご退室いただいた上で、審議、採決します。</p> <p>それでは、第4項から第6項の関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。</p> |
| <p>議 場</p> | <p>———— 大塚委員退室 ————</p> |
| <p>議 長 (長谷部会長)</p> | <p>それでは初めに、第4項から第6項について、事前審査第2班班長、説明をお願いします。</p> |
| <p>事前審査第2班 (石井班長)</p> | <p>ご説明いたします。議案書の13ページをご覧ください。</p> <p>本案件は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5</p> |

| | |
|----------------------------|--|
| <p>事前審査第2班 (石井 班長)</p> | <p>条第2項の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。</p> <p>第4項から14ページの第6項は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件で、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>緑区東山科町在住の農家の方が、若葉区野呂町在住の方、他2名が所有する同町、同区大広町の畑6筆、合計面積17,155㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目はニンジン、トマト、サツマイモです。</p> <p>本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。</p> <p>事前審査第2班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| <p>議 長 (長谷部会長)</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p> <p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p> |
| <p>議 場</p> | <p>—— 挙 手 ——</p> |
| <p>議 長 (長谷部会長)</p> | <p>賛成全員でございますので、第4項から第6項については、原案どおり決定といたします。</p> <p>それでは、関係委員にご入室いただきます。</p> |

| | |
|--------------------|---|
| 議 場 | <p style="text-align: center;">——— 大塚委員入室 ———</p> |
| 議 長 (長谷部会長) | <p>それでは次に、第1項から第3項及び第7項から第10項について、事前審査第2班班長、説明をお願いします。</p> |
| 事前審査第2班 (石井 班長) | <p>議案書の12ページをご覧ください。</p> <p>第1項は、若葉区東寺山町在住の方が所有する緑区平川町の畑1筆、面積522㎡を同町在住の農家の方に所有権を移転するもので、権利者の作付品目はラッカセイ、ニンジンです。</p> <p>第2項は、花見川区畑町所在の農地所有適格法人が、同町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積1,487㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付品目は、コマツナ、ホウレンソウ、ネギです。</p> <p>次に13ページをご覧ください。</p> <p>第3項以降は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件です。</p> <p>第3項は、若葉区更科町在住の農家の方が、同区上泉町在住の方が所有する同町の畑7筆、合計面積3,927㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、ネギ、ダイコン、キャベツです。</p> <p>次に15ページをご覧ください。</p> <p>第7項は、緑区越智町在住の農家の方が、若葉区野呂町在住の方が所有する同町の畑2筆、合計面積4,783㎡に使用貸借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、ラッカセイ、サツマイモです。</p> <p>第8項から16ページの第10項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>緑区あすみが丘所在の農地所有適格法人が、市原市在住の方、他2名が所有する緑区板倉町、同区下大和田町の田5筆、合計面積5,996㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、水稻です。</p> <p>第1項から第10項の合計面積は、33,870㎡です。</p> |

| | |
|----------------------------|--|
| <p>事前審査第2班 (石井 班長)</p> | <p>第1項から第3項及び第7項から第10項についても、利用権の受け手要件に適合し、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されます。</p> <p>議案第4号についての説明は以上でございます。</p> |
| <p>議 長 (長谷部会長)</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p> |
| <p>議 場</p> | <p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p> |
| <p>議 長 (長谷部会長)</p> | <p>—— 挙 手 ——</p> <p>賛成全員でございますので、第1項から第3項及び第7項から第10項についても、原案どおり決定といたします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>次に、議案第5号「千葉市農業委員会事務局処務規定の一部改正について」を上程いたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>議案第5号千葉市農業委員会事務局処務規定の一部改正についてご説明します。議案書の18ページをご覧ください。</p> <p>この規程は、農業委員会事務局が処理する事務について定めたもので、今般、その一部を改正しようとするものです。</p> <p>改正の理由につきましては、条ずれを改めるため、というものです。</p> <p>この改正内容については、別冊資料1ページの新旧対照表をご覧ください。第4条中「前条第1項及び第2項に規定する職」を「第3条第1項及び第2項に規定する職」に改めるものです。</p> <p>2ページ以降が新しくなった処務規程の全文になります。議案第5号の説明は以上になります。</p> |

| | |
|---------------|---|
| 議長 (長谷部会長) | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事務局の説明について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>議案第5号については、原案どおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p> |
| 議長 | <p>—— 挙 手 ——</p> |
| 議長 (長谷部会長) | <p>賛成全員でございますので、議案第5号は、原案どおり決定といたします。</p> <p>以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第6号までを一括して上程いたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>報告案件について、ご説明いたします。</p> <p>議案書の19ページをご覧ください。報告第1号 「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、21ページまでに11件ございました。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の22ページをご覧ください。報告第2号 「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、23ページまでに13件ございました。</p> <p>内容につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の24ページをご覧ください。報告第3号 「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があ</p> |

| | |
|---------------|---|
| 事務局 | <p>ったもので、議案書の28ページまでに35件ございました。</p> <p>内容につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の29ページをご覧ください。報告第4号</p> <p>「農地法第18条第6項の規定による通知については、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、1件ございました。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。</p> <p>議案書の30ページをご覧ください。報告第5号</p> <p>「地目変更登記に係る照会に対する回答については、31ページまでに15件ございました。</p> <p>申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。</p> <p>議案書の32ページをご覧ください。報告第6号</p> <p>「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、2件ございました。</p> <p>内容につきましては、8月の総会で審議されたもので、8月9日に千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。</p> <p>報告案件につきましては、以上でございます。</p> |
| 議長 (長谷部会長) | <p>ただいまの報告第1号から第6号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p> |
| 橋本委員 | <p>第5号に関して、農業委員会として現況地目の中に雑種地が近年は非常に多いように感じます。判定の際に雑種地について確認すると、現況は資材置き場などになっていることが見受けられ、この判定をする前に農地法違反ではないかと思うようなことがあります。農業委員会に法務局から農地法の違反ではないかということで問い合わせが来ていると思うのですが、もう少し原状回復命令や許可を得ることについてチェックを</p> |

| | |
|------|---|
| 橋本委員 | すべきだと提言します。また、原状回復命令をどのようにやっていきたいのかについてお伺いしたいです。 |
| 事務局 | 法務局からの地目判定の照会に原状回復命令を出すか否かという項目がありますが、実際には事例があまりないというのが現状になっております。また、命令を出すと回答しても2週間以内に命令が出されない場合は、法務局は地目を農業委員会の回答に関係なく判断する形になっているのも現状です。 |
| 橋本委員 | 法務局から農業委員会に来ているものは地目の判定を委ねているものではなく、本当にその土地が許可を取っているのかどうかの確認だと思います。このような状況はおかしいのではないかと思います。 |
| 事務局 | パトロールを実施し、近年に関してはこのような状況がなく指導しているという状況になっております。 |
| 橋本委員 | パトロールに関しては評価ができるのですが、総会での件数も多く、緑区でも実際に目にすることが多いので、原状回復命令ができないのであれば、二度とそのようなことをやらないといったような始末書でも書かせることはできないのか検討いただきたいです。 |
| 小林委員 | 農業委員会と法務局との間の事務手続きに関して、いろいろな通知が出ております。先ほど原状回復命令に関して2週間の期限があつてというようなお話があつたのですが、行政の処理期間の話ではないかと思つていまして、法務局の動きと農業委員会の動きを確認していただいて農地を守るためにプラスになるようにはどのような行動をしたらいいかを考えていったほうがいいのではないかと個人的に思いました。 |
| 小島委員 | 地目の判定の際に非農地と判断されるものが多く、虫食い状態が千葉市の中でも続いております。虫食い状態にならないように集積・集約を進めていく上で、今後の市政の運営の中で農地を保全して守っていく対策をぜひお願いしたいと思つています。 |

| | |
|-----------------------|--|
| <p>事務局</p> | <p>現在、地域計画の策定を進めており、千葉市では南部土地改良区付近の取り組みが進んでいます。順次、中心になるような担い手を見つけながら各地域ともに進めていくことになろうかと思います。</p> <p>また、生産性を考えると難しいような土地の考え方を変えていく必要があると考えています。例えば利便性の悪い農地について、柔軟な運用ができるよう、政令市の会議等を通じて国に働きかけるような動きになるのではないかと思います。</p> <p>集積はどうしても中心になるような方がいないとなかなか進まず、千葉市はほかの地域に比べて田よりも畑の割合が多い地域柄であり、畑は作ってるものが様々で、集積が難しいところがありますが、地域計画により進めていくこととなります。</p> |
| <p>橋本委員</p> | <p>遊休農地化した農地については平成29年の固定資産税から評価額が1.8倍になるということで、農業委員会と固定資産税を扱っている課が連動して指導を行ってみることが必要ではないかと思いますので要望とさせていただきます。</p> |
| <p>議長 (長谷部会長)</p> | <p>質問、意見等無いようです。</p> <p>これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。</p> <p>以上をもちまして、令和6年度第6回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">閉 会 (午前11時10分)</p> |